

「徳島新聞ふるさと元気事業支援金」規程

公益財団法人徳島新聞社会文化事業団

1. 目的

本事業団は、徳島県内の地域社会の健全な発展に寄与するため、産業分野で地域に根差した将来有望な事業を展開し、地域の活性化等に貢献している中小企業・小規模企業者を助成・支援する。

2. 助成・支援方法

創業から5年以内の徳島県内中小企業・小規模企業者の中から、毎年1件を選び、100万円を贈呈する。(1件に絞れない場合は複数も可とし、100万円を按分する)

3. 助成・支援の対象となる企業者

中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者。同第5項に該当する小規模企業者。

4. 応募方法

所定の用紙に企業情報、事業実績、事業計画等を記入し、会社案内等があれば添付し、事業団に提出する。

5. 審査方法

徳島県内の経済活動に熟知した人で行く審査委員会を設置。審査委員会が選定し、事業団理事会に推薦し、理事会で決定する。

6. 審査基準等

①地域に根差しているか、地域の特性を生かしているか②将来性、継続性はあるか③新規性、創造性はあるか④雇用面などで地域に貢献しているかーなど。

※助成・支援先の審査、決定に当たって、特定の利害関係を有する企業が対象となった場合は、関係の審査委員、理事は審議から外れること。

7. 審査委員会

審査委員は大学、民間企業の有識者らで構成する。

8. 応募期間

毎年9～10月。徳島新聞紙上及び事業団ホームページで公募する。

9. 贈呈

毎年12月に徳島新聞社で行う。

10. 助成・支援の取り消し

当事業団の代表理事は、助成・支援企業に不適格な事実が発覚した場合は、助成・支援を取り消すことができる。

11. その他

この規程に定めるもののほか、規程の施行に関し必要な事項は当事業団の代表理事が別に定める。